

# 国立大学法人大分大学教育研究用エックス線障害防止規程

平成16年4月1日制定

## (趣旨)

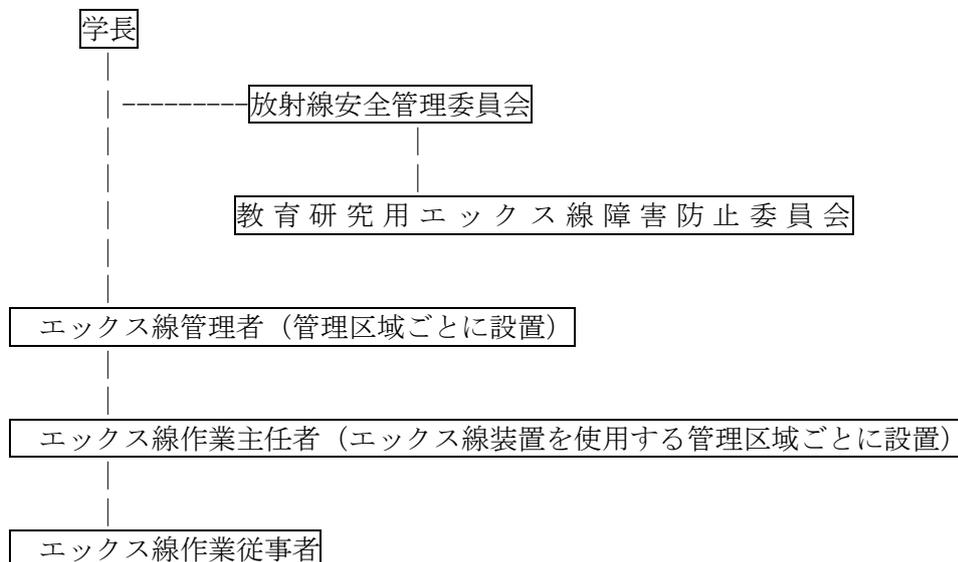
第1条 この規程は、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「規則」という。）及び国立大学法人大分大学放射線安全管理規程（平成16年規程第103号。以下「安全管理規程」という。）第19条の規定に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における教育研究用のエックス線による障害の防止（以下「エックス線による障害の防止」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、規則に基づくものとする。

## (安全管理組織)

第3条 法人におけるエックス線による障害の防止に関する安全管理組織は、次に掲げるとおりとする。



## (委員会)

第4条 法人における放射線障害の防止に関する必要な事項を審議するため、国立大学法人大分大学教育研究用エックス線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部の教員のうちから選出された者 各1人
- (2) エックス線作業主任者
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号の委員は、各学部教授会の議を経て、学長が任命する。

## (任期)

第6条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(審議事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) エックス線装置の放射線管理に関すること。
- (2) エックス線装置の購入時における安全確認及び廃棄に関すること。
- (3) 第13条に規定するエックス線作業従事者の健康管理に関すること。
- (4) エックス線による障害の防止に必要な事項の総合的な点検の実施に関すること。
- (5) その他エックス線による障害の防止に関すること。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(エックス線管理者)

第11条 管理区域ごとに放射線障害の防止について必要な指導監督を行わせるため、エックス線管理者(以下「管理者」という。)を置く。

- 2 管理者は、学長が任命するものとする。
- 3 管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) エックス線装置の使用等に関する指示
  - (2) 規則に規定するエックス線装置に係る防護措置の実施及び管理状況の確認
  - (3) 放射線障害の防止に関する教育及び訓練の周知
  - (4) 規則等の関係法令、安全管理規程及びこの規程の周知
  - (5) 事故、危険又はそのおそれがある場合の対策及び措置の指導
  - (6) その他エックス線による障害の防止に関する事項

(エックス線作業主任者)

第12条 エックス線装置を使用する管理区域ごとに、当該装置の保守及び当該装置による放射線障害の防止について次条第4項に規定する登録を承認した者(以下「エックス線作業従事者」という。)に対し必要な指導を行わせるため、エックス線作業主任者を置く。

- 2 エックス線作業主任者は、同作業主任者免許を有する者のうちから学長が任命するものとする。

(エックス線作業従事者の登録)

第13条 エックス線装置を使用しようとする者及び業務上管理区域に常時立ち入る必要がある者は、エックス線作業従事者登録申請書(別紙様式第1号)により委員会に登録の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、あらかじめ安全管理規程第14条第3項第3号及び第4号に規定する項目について、健康診断を受けなければならない。
- 3 委員会は、第1項の申請があった場合は、第19条の教育訓練を受講し、健康診断を受診した者について、登録を承認するものとする。
- 4 委員会は、第1項の申請を行った者に対し承認の可否について通知するものとし、登録を承認した者に教育研究用エックス線作業従事者登録証を交付するものとする。
- 5 エックス線作業従事者以外の者は、エックス線装置を使用し、又は管理区域に立ち入ることができない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合を除く。
- 6 エックス線装置を使用しようとする者は、エックス線装置使用申込書(別紙様式第2号)を第11条第1項に規定する管理者に提出しなければならない。

7 エックス線装置を使用しなくなった者及び業務上管理区域に常時立ち入る必要がなくなった者は、エックス線作業従事者登録取消届（別紙様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

（エックス線作業従事者の遵守事項）

第14条 エックス線作業従事者がエックス線装置を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) エックス線装置の正しい使用方法を習熟すること。
- (2) 個人被ばく線量計を装着すること。
- (3) エックス線の照射中は、「使用中」の標示を掲げること。
- (4) エックス線装置を取り扱うときは、実効線量及び等価線量を最少にとどめるよう十分に注意を払うこと。
- (5) エックス線装置の使用及びエックス線による障害の防止に関し、管理者及びエックス線作業主任者の指示に従うこと。
- (6) エックス線装置を使用する場合は、記録簿に記入すること。
- (7) 事故、危険又はそのおそれがある場合は、直ちに管理者に報告すること。

（実効線量及び等価線量の限度）

第15条 管理者は、エックス線作業従事者の実効線量及び等価線量が、規則第4条に規定する線量限度を超えないようにしなければならない。

（標識の掲示）

第16条 管理者は、エックス線装置の定格出力を当該装置又はその付近にエックス線装置の定格出力を表示しなければならない。

2 エックス線装置室を設置した場合は、出入口またはその付近に次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) エックス線装置室であること。
- (2) 設置されているエックス線装置の種類

（管理区域の明示等）

第17条 学長は、外部放射線による実効線量が、3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域を管理区域とし、当該区域を標識により明示しなければならない。

2 管理者は、管理区域の見やすい場所に、エックス線による障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。

3 管理者は、むやみにエックス線作業従事者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

（取扱者の線量の測定）

第18条 学長は、管理者にエックス線作業従事者の外部放射線による被ばく線量を測定させなければならない。

（教育及び訓練の実施）

第19条 委員会は、エックス線作業従事者に対し、エックス線による障害の防止のための教育及び訓練を毎年行わなければならない。

2 前項の教育は、次の項目について行うものとする。ただし、当該項目に関する十分な知識又は技能を有すると認められる者については、当該項目に係る教育を省略することができる。

- (1) エックス線の人体に与える影響に関すること。
- (2) エックス線の障害防止に関すること。
- (3) エックス線装置の取扱いに関すること。
- (4) 規則等の関係法令に関すること。

3 第1項の教育は、国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会（以下「放射線安全管理委員会」という。）が実施する放射線安全取扱いの講習会をもって充てる。

- 4 第1項の訓練は、エックス線作業従事者が使用するエックス線装置の操作方法等について行うものとする。

(健康診断)

第20条 エックス線作業従事者に対して行う健康診断及びその結果の記録の取扱い並びに事後措置等については、国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号）の定めるところによる。

- 2 職員以外の者に係る前項の措置については、職員に準じて行うものとする。

(エックス線装置の定期検査等)

第21条 管理者は、エックス線装置を初めて使用するとき及びその後1年を超えない期間ごとに、1回以上定期検査を行わなければならない。

(管理区域の線量当量率等の測定等)

第22条 管理者は、取扱者に、管理区域を明示した後、初めて管理区域内においてエックス線装置を使用する時及び1月（使用の方法及び遮蔽物の位置を一定にしてエックス線装置を固定して使用する場合には、6月）を超えない期間ごとに、管理区域内及び管理区域の外側の外部放射線による1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量（70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量）を測定させなければならない。

- 2 前項の測定は、放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合には、計算により算出することができる。
- 3 管理者は、管理区域に関する測定結果を、見やすい場所に掲示する等の方法により管理区域に立ち入る者に周知しなければならない。

(記録及び保存)

第23条 管理者は、次の各号に掲げるものについて記録を作成し、当該各号に定める期間、その記録を保存しなければならない。

- (1) 第18条の規定によるエックス線作業従事者の外部被ばくによる線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した実効線量及び等価線量 当該職員の離職後5年間
  - (2) 緊急作業に従事した職員及び次条第2項の規定により医師の診察又は処置を受けさせた職員の実効線量及び等価線量 当該職員の離職後5年間
  - (3) 前条の規定により測定した線量当量率 測定後5年間
  - (4) 第21条の規定による定期検査の結果 検査終了後3年間
- 2 前項第1号については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月ごと並びに年度ごと（女子にあっては、毎月1日を始期とする1月ごと、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月ごと並びに年度ごと）にその期間中における線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量をそれぞれ記録するものとする。
  - 3 前項による実効線量の算定の結果、年度についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該年度以降は、当該年度を含む任意の5年ごとに区分した各期間をいう。）の累積実効線量（年度ごとに算定された実効線量の合計をいう。以下同じ。）を当該期間中毎年度集計し、その線量の記録を作成しなければならない。
  - 4 管理者は、エックス線作業従事者に対して、前二項の記録後速やかにそのエックス線作業従事者の当該期間中の実効線量及び等価線量並びに累積実効線量を通知しなければならない。

(緊急時の措置)

第24条 放射線に関する事故及び危険が生じ、放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 緊急の事態を発見した者は、直ちにエックス線装置の電源を切るとともに管理者に速やかに連絡すること。
  - (2) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させること。
  - (3) エックス線作業従事者は、放射線障害を受けたとき又は受けたおそれのあるときは、管理者に速やかに報告すること。
  - (4) 管理者は、放射線障害の防止のために必要な措置を講じるとともに、必要に応じ学長に報告するものとする。
- 2 学長は、前項第2号及び第3号に該当する者に対し、直ちに医師の診察又は処置を受けさせるなければならない。
- 3 管理者は、事態の状況及び講じた措置について、速やかに学長及び放射線安全管理委員会委員長に報告しなければならない。

(障害を受けた者又は受けたおそれがある者に対する措置)

第25条 学長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれがある者について、その障害又は障害のおそれがなくなるまで、管理区域への立入禁止、立入時間の短縮及び作業方法の変更等健康保持に必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第26条 この規程に定めるもののほか、エックス線による障害の防止に関する事項については、別に定める。

附 則 (平成16年規程第105号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第77号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第51号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第44号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第31号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第45号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。